

## モニタリング 2.0 検討会倫理規定

第 1 版 2012 年 3 月 3 日

第 2 版 2014 年 9 月 20 日

### モニタリング 2.0 検討会における倫理規定

- 特定の企業・製品・団体等への誘引行為は行わない。
- 自己の金銭的利益を目的とした活動は行わない。
- 特定の企業・製品等を検証し、その結果を公表することは妨げないが、その場合は中立的な立場に立ち、公正性を明確に示す。
- 会の活動に関して説明責任を負う。

以上